

身延町インバウンド対応誘客看板リニューアル業務委託仕様書

1 事業名

富士の国やまなし観光振興施設整備事業

履行期限：令和8年1月30日（金）

2 業務名

身延町インバウンド対応誘客看板リニューアル業務

3 目的・概要

本件業務は、身延町へ来訪する観光客を目的地まで適切に誘導するとともに、町内の周遊促進を図ることを目的に観光案内看板を整備するものである。また、整備する案内サインの文字表記は英語翻訳し、外国人観光客の利便性向上を図る。

4 業務範囲

本件業務並びにそれに付随する作業の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 看板設置場所の現況調査及び調整
- (2) 観光案内看板制作（デザイン・英語翻訳を含む）
- (3) 観光案内看板更新
- (4) 事務管理
- (5) 完了報告

5 業務要件等

- (1) 看板設置場所の現況調査及び調整

看板設置場所に関係する団体（施設の管理者等）に対して、本件業務実施にあたり支障がないように調整を行うこと。

- (2) 観光案内看板制作（デザイン・英語翻訳を含む）

ア 身延町へ来訪する観光客を目的地まで適切に誘導するとともに、町内の周遊促進を図ることを踏まえ、観光DX・山岳観光・災害時情報の要素を取り込んだ、誰もが分かりやすいマップ・案内スポットの画像・短文のキャプション等で構成すること。

●観光DX：町がデータの収集や分析・利活用が可能となる工夫をすること。

●山岳観光：登山者のニーズをふまえ、必要とする情報を取得できる工夫をすること。

●災害時情報：観光客が災害時に必要とする情報を取得できる工夫をすること。

現在の観光状況に則して、掲載写真や案内スポット等を改編した新たなデザイン案を提示し、町と協議の上、制作を行うこと。デザインに写真を使用する場合は2年

以内に撮影した写真を使用することとし、契約金額に撮影費用等を含むこと。

また、令和7年度中に身延町公式ホームページのリニューアルが予定されているため、ホームページアドレスを利用する場合には町との調整を十分に行うこと。

イ 看板の言語は、日本語と英語の2言語とする。英語のキャプションについては、単に日本語を翻訳（直訳）するのではなく、前項アの要素について、外国人が理解しやすく、興味を引く内容に工夫すること。また、身延町の歴史や文化に関する知識が少ない外国人にもその価値が伝わるよう、改めて解説文を作文するなど、外国人の理解を深める工夫をすること。キャプションのワード数は定めないが、短文程度の想定とする。

ウ 看板は「山梨県景観条例」・「山梨県屋外広告物条例」・「身延町景観条例」・「身延町風致地区条例」・「身延町景観計画」に基づき、周辺地域の景観に配慮し、地域と調和のとれたものとする。

エ 完成したデザインはPDFファイル等電子データで提供すること。

オ 表示面は、5年以上の耐用年数を有する、長期塩ビシートUVラミネートを使用することとし、品質証明書を提出すること。印刷は大型溶剤系インクジェットプリントで行うこと。

カ 制作した表示面は、既存の表示面と取り換えて設置すること。（アルミアングルの取り替え及び既存表示面の処分費用を含む）。

ただし、現地調査後、構造上表示面の取替ができない看板については既存表示面の上にアルミ複合板3mm+長期塩ビシートUVラミネートを接合テープとコーキングで接着する仕様で設置すること。

(3) 観光案内看板更新

看板の設置場所と表示面のサイズは次の通りとする。

NO.	設置場所	表示面サイズ
1	JA山梨みらい中富直売所	h×w=1800mm×2450mm
2	富士川クラフトパーク	h×w=1800mm×2450mm
3	身延山感井坊	h×w=1200mm×1800mm
4	ゆばの里	h×w=1800mm×2450mm
5	大島農林産物直売所	h×w=1200mm×1800mm
6	甲斐黄金村・湯之奥金山博物館	h×w=1800mm×2450mm
7	町営総門駐車場	h×w=1800mm×2450mm
8	JR身延駅前ロータリー	h×w=1200mm×1990mm

9	南アルプス展望台	h×w=1200mm×1200mm
10	道の駅しもべ	h×w=2180mm×2980mm
11	JR下部温泉駅前	h×w=1760mm×2660mm
12	下部温泉郷トイレ前	h×w=1800mm×2700mm

●設置場所の位置は別紙を参照すること。

●設置場所に関係する団体（施設の管理者等）に対して、本件業務実施にあたり支障がないように調整を行うこと。

●作業を行う際は、周辺環境に配慮し、安全対策・安全管理を徹底すること。

●現場施工に係る一切の経費を契約金額に含むこと。

（４）事務管理

ア 実施計画の策定

受託者は業務内容、責任体制及び工程表等を示した実施計画を策定することとし、業務責任体制には業務の実施に必要な資格要件等を明記すること。

イ 業務責任体制の明確化等

受託者は、本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者を定めるとともに、責任体制を明らかにすること。業務期間中は、専任の担当者（町との連絡調整担当者）を配置すること。

なお、業務にあたる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

ウ 許認可手続き

本件業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた各許認可の手続きについては、町が行わなければならない場合を除き、受託者が代行して行うこと。

エ 打ち合わせ

業務履行中、受託者と町は業務遂行上必要となる打ち合わせを行うものとする。打ち合わせに必要な内容と回数を提示すること。また、経費を契約金額に含むこと。

オ ドキュメント等の整備と保存

本件業務で使用したドキュメント類は整理し保存すること。

（５）完了報告

本件業務が完了したときは、次の成果物（印刷物はフルカラー）を速やかに町へ提出すること。

ア 完了報告書

イ 実績報告書

① 実施計画書

- ② 現況調査内容及び結果
- ③ 制作及び整備過程の記録
- ④ 使用材料、制作物の品質・耐用年数等を証明する書類（品質証明書等）
- ⑤ 設計図書、その他制作及び整備に必要な図書類
- ⑥ 許認可申請及び許可書等の書類の原本もしくはコピー
- ⑦ 完成表示面のデザイン並びに日本語及び英語表記地図

ウ ア～イのドキュメントを印刷した資料一式（正２部、副１部）

エ ア～イのドキュメントを保存した電子記憶媒体（正２部、副１部）

6 業務実施における留意事項

（１）資料の提出及び説明等の協力について

本件業務は山梨県の補助事業（富士の国やまなし観光振興施設整備補助金）を活用するものであり、補助金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

（２）経費の対象

本件業務の実施に係る一切の経費（現場施工費、会議費、消耗品費、見本等の製作費、許認可手続きに係る手数料等）は契約金額に含むこと。

（３）業務適用範囲の確認

本仕様書並びに特記仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施されるものは、本件業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるとき、受託者は町と協議することができる。

（４）成果の帰属等

ア 取得財産について

本件業務で取得した全ての財産は、町に帰属するものとする。

イ 著作権の帰属

本件業務の成果物データの著作権は、成果物が完成した時点において町に譲渡されるものとするが、受託者が用意した写真等については、町と受託者の協議の上、全部又は一部、著作権が留保されるものとする。なお、利用形態については町及び受託者で別途協議の上、利用可否を決めるものとする。

ウ 著作権等の処理

本件業務の実施による成果物は、画像等の著作権上の権利関係の処理を済ませたうえで納入すること。また、受託者は、本件業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権・意匠権・商標権等）、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。また、これらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、町は責任を負わない。

